

報道関係者各位

令和2年1月30日
福祉保健部健康増進課
課長 下川 和夫
電話 055-223-1494

インフルエンザの発生状況について (富士・東部保健所管内 注意報レベル入り)

令和2年第4週(1月20日~1月26日)の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

(インフルエンザ定点あたりの報告数)

富士・東部保健所管内:13.4人^{※1}

注意報レベル基準値の10.00以上となったことから、富士・東部保健所管内は注意報レベル^{※2}に入りました。

今後、流行が拡大する可能性があることから、別紙の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

※1 【富士・東部保健所管内】 9 定点医療機関の合計報告数 121 人 121 人÷9 医療機関=13.4

※2 保健所管内で定点1医療機関あたりの報告数が 10.00 以上 注意報レベル
保健所管内で定点1医療機関あたりの報告数が 30.00 以上 警報レベル

週	山梨県	中北	峡北	峡東	峡南	富士・東部	甲府市
4 週 (1/20~1/26)	18.7	32.6	22.8	15.9	9.00	13.4	17.9
3 週 (1/13~1/19)	15.5	22.8	17.8	14.0	10.3	8.89	18.9
2 週 (1/6~1/12)	20.6	36.8	19.1	19.1	12.3	13.7	23.8
1 週 (12/30~1/5)	7.27	10.8	2.88	9.71	9.33	4.89	9.00
52 週 (12/23~12/29)	21.3	18.8	16.0	29.9	9.33	21.0	25.0

※今シーズン(令和元年9月~令和2年8月)において、富士・東部保健所管内では令和元年第51週(令和元年12月16日~12月22日)に注意報レベルとなり、令和2年第1週(令和元年12月30日~令和2年1月5日)に解除されています。また、令和2年第2週(令和2年1月6日~1月12日)に再び注意報レベルとなり、令和2年第3週(令和2年1月13日~1月19日)に解除されています。

インフルエンザの予防対策

●インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、手洗いを必ず行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避け、外出時にはマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な睡眠・休養をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、医師と相談しインフルエンザの予防接種を受けましょう。

●キーワードは「咳エチケット」

- ✓ 咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用する。
- ✓ マスクがない場合は、ハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむける。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用する。

●インフルエンザにかかったら

- ✓ 早めに医療機関を受診しましょう。
- ✓ 医療機関を受診する際はマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な休養を取りましょう。

(学校保健安全法では、発症してから 5 日間、かつ、熱が下がった後 2 日間(幼児は 3 日)は自宅で休息を取るようになっております。)

- ✓ 抗インフルエンザウイルス薬の種類や服用の有無によらず、異常行動に注意しましょう。